

岡山市国民健康保険 ICT を活用した特定保健指導業務委託（単価契約）
仕様書（案）

1 業務の概要

岡山市国民健康保険における特定健康診査の結果、特定保健指導の対象となった被保険者（以下「対象者」という。）について、「特定保健指導における情報通信技術を活用した実施の手引き」に基づく、ICT を活用したオンラインによる特定保健指導（以下「オンライン保健指導」という。）を実施する。

受託者は対象者の利用申し込みの受付、オンライン保健指導の実施、受付・実施に伴う各種問い合わせ対応を行う。

なお、特定保健指導にかかる仕様については、別添「特定保健指導業務仕様書」に示している。また、当該仕様書は通常の保健指導について記載しているため、適宜オンライン保健指導に読み替えること。

2 契約期間

契約日から令和9年12月31日まで

スケジュール

	R8.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9.1月	2月	3月	4-9月	10-12月
準備	← 企画競争・契約 →		← チラシ作成・納品 →											
オンライン保健指導 申込案内※1						← 1回目 →	← 2回目 →	← 3回目 →	← 4回目 →	← 5回目 →	← 6回目 →	← 7回目 →		
受付※2						←								
オンライン保健指導 実施期間						←								
報告書作成										←				
(参考) 特定健康診査期間			←							→				
(参考) 特定保健指導実施期間						←								→

※1、※2 定員に達した段階で申込案内および受付は終了とする。

3 実施場所

受託者が確保する場所

4 業務内容

オンライン保健指導の要件

- ア 利用人数はそれぞれ、積極的支援 20 名、動機付け支援 80 名以内とする。
- イ 保健指導にアプリ等が必要な場合は、利用者が無料で取得できるものにする。
- ウ 個人情報保護の観点からセキュアな通信でオンライン保健指導を実施すること。
- エ オンライン保健指導であることを踏まえ、保健指導の効果が見込めるような提案

をすること。

- オ 利用時には必ず利用券および岡山市国保の有資格者であることを確認すること。
- カ 追加デバイスの貸し出し等の提案も可とするが、送料を含めかかる費用については受託者で負担すること。
- キ 対象者が別の実施機関で特定保健指導を受けることがないように、利用券を回収するなどの措置を講じること。また、回収に係る費用は受託者で負担すること。
- ク その他、利用者に費用負担がない提案とすること。
(ただし、PC等のデバイスやインターネット環境整備は除く)

5 対象者の選定・周知・参加者へのサポート等

特定健診結果に基づき、委託者は対象者を抽出し特定保健指導の案内を送付する。

以下に示すチラシや申し込み受付方法については、利用者が多く見込まれるような方法を提案すること。

オンライン保健指導の事業案内チラシについては、令和8年9月～令和9年3月に発送する特定保健指導の案内に同封する。

ただし、年度途中で定員となった場合は、その時点で募集案内を終了する。

(1) 事業対象者・参加者

動機付け支援 80 名、積極的支援 20 名を定員とする。

支払いは参加者ごとに単価契約で支払うこととする。

なお、令和7年度の特定保健指導案内送付実績数は以下の通りで、令和6年度の特定保健指導の実施率は法定報告値で12.7%となっている。

発送月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
積極的支援	150	83	69	91	141	195	151
動機付け支援	388	231	226	345	490	542	322
合計	538	314	295	436	631	737	473

また、令和7年度岡山市国民健康保険 ICT を活用した特定保健指導業務委託の申し込みは、令和8年3月23日時点で積極的支援16件、動機付け支援52件となっている。

(2) 参加案内などの資料作成

対象者へ送付する事業案内チラシ(A4サイズ1枚程度)を作成し、6月下旬にデータを委託者に提出すること。内容については、委託者と協議の上2回程度の校正を実施する。

なお、受託者において印刷をすることも可とし、その場合は8月中旬までに納品すること。(必要部数：4000枚程度)

(3) 事業参加申込

オンライン保健指導の参加申込の案内は特定保健指導案内に同封する形で委託者から対象者に送付する。

受託者は、Web サイトや電話・メール窓口などの受付窓口を設置し、申し込みや各種問い合わせを受け付けること。

6 各種データの授受

各種データの授受は、自治体情報セキュリティクラウドもしくは郵送とする。また、個人情報を含まないデータについては電子メールでのやり取りも可とする。

7 支払い等

動機付け支援、積極的支援、積極的支援のうち継続的支援相当額の単価をもって単価契約とし、詳細は「特定保健指導業務仕様書」の通りとなる。

支払いは事業者が属する都道府県の国保連合会を経由しておこなう。

なお、利用者都合による脱落や中断、岡山市国保の資格喪失など、受託者の責に帰さない理由であっても一部のみの支払いとなることや、各オンライン保健指導の利用人数が定員に満たない可能性があることに留意し、提案をすること。

8 セキュリティ対策

受託者が当該業務を実施するに当たっては、情報資産の漏えいを防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（令和7年6月一部改正 個人情報保護委員会 厚生労働省）及び個人情報の保護に関する法律に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

また、岡山市情報セキュリティポリシーにおける機密性3の情報資産を取り扱うすべての従事者（再委託先等も含む）の所属、氏名、作業内容、取り扱う情報資産を書面で本市に提出し、セキュリティインシデントが発生した場合に備え、体制を確立しておくこと。

なお、別途「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を作成し、委託者、受託者双方記名押印のうえ、各1通を保有する。